

## 医療法人社団せがわ会 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（第6期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和8年5月1日から令和12年4月30日まで（4年）

### 2. 内容

目標：女性労働者の育児休業取得率を100%、男性労働者の育児休業取得希望者の取得率を100%とする。

<対策>

- 令和8年5月
  - ・前年度取得状況の把握
  - ・対象職員に対し育児休業制度を個別に説明
  - ・全職員に向けて育児休業制度及び関連制度の周知を行う
- 各年度※終了後
  - ・取得状況の調査・把握

目標：フルタイム労働者一人当たりの法定時間外労働を月平均5時間以内に維持する。

<対策>

- 令和8年5月
  - ・前年度法定時間外労働時間数の把握
  - ・業務の効率化及び業務分担の見直しを行う
- 各年度※終了後
  - ・法定時間外労働時間数の調査・把握

※ 5月1日から翌年4月30日まで

以上